鹿児島県高等学校体育連盟　共催・後援基準

競技会の規模及び日程が，生徒の心身の発達からみて無理がなく，また，学業及び県高体連の運営にも支障がないよう，教育的に配慮され，かつ，鹿児島県高等学校体育連盟の目的に合った大会で，次に揚げる条件を満たす場合は，鹿児島県高等学校が共催（名義）または，後援とすることができる。

１　共催について　次にあげる⑴～⑹の条件を満たす大会

　⑴　期　　日　　学業に支障のない休業日に実施するよう配慮されていること。

　⑵　経　　費　　大会運営に関しては，開催競技団体負担とすること。

　⑶　大会規模　　県下全域にまたがる大会であること。

　⑷　加　　盟　　鹿児島県高等学校体育連盟に専門部を設けていること。

　⑸　回　　数　　年２回程度とする。

　⑹　申請手続　　関係競技団体は，大会開催までの１ヶ月前までに文書をもって申請すること。申請文書には，大会名・開催期日・会場・主催者・後援者・競技方法・参加対象・参加人数及び関係経費（運営費概算・参加料）等を明記すること。

２　後援について

　　「１　共催について」⑴～⑹に準ずる。

３　共催・後援する大会について

　⑴　共催は，原則として高校生を参加対象とした大会であること。

　⑵　共催する場合，主管に本連盟専門部の名を連ねること。

⑶　審判・役員の派遣依頼文書は，競技団体長名（前段），県高体連会長名（後段）の連署で依頼すること。

⑷　共催する場合の表彰については，県高体連会長名の賞状は作成しない。ただし，県高体連会長名の連署を必要とし，競技団体で賞状を作成する場合は，この限りではない。

⑸　本連盟会長名及び専門部長名による広告依頼はできない。

⑹　大会参加負担金（共催）を徴収する必要がある場合は，当該年度全九州高等学校体育大会に準ずる。